別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の五第一項	（略）	（略）
	海上運送法第七条第一項の届出に係る部分	（略）
	海上運送法第七条第三項の認可に係る部分	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）	（略）
	海上運送法第七条第一項の届出に係る部分	
	海上運送法第七条第三項の認可に係る部分	
	（略）	（略）
	海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項
	海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の三各号に掲げる事項
	海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の五第一項	（略）	（略）
	海上運送法第八条第一項の届出に係る部分	（略）
	海上運送法第八条第三項の認可に係る部分	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）	（略）
	海上運送法第八条第一項の届出に係る部分	
	海上運送法第八条第三項の認可に係る部分	
	（略）	（略）
	海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項
	海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項
	海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項